

季刊

労働おきなわ

2026 Summer

No.170



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル



0120-610-223

労働おきなわ

2026 Summer No.170

目次

◆ RELAY ESSAY

沖縄労働局 局長 宮 本 淳 子	1
------------------------	---

◆ NEWS

・ 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について...	2
・ 令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！...	4

◆ INFORMATION

・ オーダメイド型支援 専門家派遣 参加企業募集中.....	6
・ 無料労働相談.....	8
・ 多様な働き方マッチング支援ナビ.....	9
・ 女性のための就職サポートプログラムのご案内.....	10
・ 熱中症クールワークキャンペーン.....	12
・ 訓練生募集 建設ものづくりコース(総合建設)in 沖縄...	14
・ 労働保険の年度更新手続きのご案内.....	15
・ 労働保険電子申請のご案内.....	16
・ 労働保険料口座振替のご案内.....	18
・ For foreign workers in Okinawa Don't you have TROUBLE with your Job ?.....	20
・ 沖縄で働く外国人労働者のみなさま、 職場でのこんなトラブルで困っていませんか？	22

◆ 労働委員会だより.....	24
-----------------	----

◆ 労働相談.....	25
-------------	----

◆ 沖縄県労働経済指標.....	26
------------------	----



◀表紙の写真

ニチニチソウ（日々草）

初夏から秋まで毎日のように新しい花を咲かせることからその名がついた一年草です。暑さや乾燥に強く、白・ピンク・赤・紫など花色が豊富で、花壇や鉢植え、寄せ植えによく利用されます。丈夫で育てやすく、長期間にわたって美しい花を楽しむため、夏の代表的な園芸植物として親しまれています。



県民の皆様が豊かで安心して働くことができる 労働環境の実現を目指して

沖縄労働局

局長 宮本 淳子

県民の皆様こんにちは。令和8年4月1日付で着任いたしました。沖縄では、美しい大自然や伝統文化・歴史などに触れ、多くの感動を味わう充実した日々を送りたいと思っております。労働局は、ハローワーク、労働基準監督署を抱える厚生労働省の地方組織です。沖縄県など関係機関と連携しながら、県経済の発展と県民生活の向上に向け、雇用対策や労働条件の確保、労働者の安全と健康の確保のための対策、働き方改革・女性活躍の推進等の業務を行っています。

沖縄県内の雇用情勢は、国内外からの入域観光客数の増加などを背景に改善傾向が続いており、令和7年度の有効求人倍率は1.09倍となりました。求職者は物価高を背景に、これまで以上に雇用形態や賃金などの求人条件に関心を持っている方が増え、事業主は人手不足を背景として雇用形態を見直すなど人材確保の動きが高まっています。

このような中、事業主の方々は、原材料価格の高騰や価格転嫁、労働者の賃上げ、人材の確保に日々ご苦労されているかと思えます。

このような事業主の方々の要望に応えるべく、県内の人手不足対策として、看護、介護、保育、建設、警備、運輸、観光の7分野の求人充足に特化した「求人アシスト部門」を本年4月1日よりハローワーク那覇に新たに設置しました。業種に応じた人材確保の助言や指導を行うとともに、求職者に対しても職業相談を通じたきめ細やかな求人情報を提供し、双方のマッチングを強化してまいります。

今後、少子高齢化の進展に伴い、さらに人材不足の深刻化が見込まれます。多様な人材の活用、生産性の向上も含めた働き方改革、賃上げなどの処遇改善の取組が、なお一層求められます。

労働局では、賃上げと生産性向上を支援する

「業務改善助成金」や、人手不足への対応として「年収の壁・支援強化パッケージ（キャリアアップ助成金）」、従業員のスキルアップと定着を支援する「人材開発支援助成金」などの助成を行っています。

また、ワンストップ相談窓口として「沖縄働き方改革推進支援センター」を設置し、専門家が無料でアドバイスなども行っております。ぜひこれらをご活用頂き、人材確保や定着につなげて頂きたいと考えております。

沖縄県が抱える中長期の課題には、労働者の健康問題があります。労働者の健康は、企業の安定経営や生産性に大きな影響を及ぼします。県内の労働者の健康診断有所見率（異常所見がある者の割合）は上昇が続き、全国最下位を脱出したものの全国平均値よりも高い状況が続いています。生活習慣病関連の異常割合が高く、改善に向け、保健指導の実施などに取り組むほか、沖縄県など関係機関5者で、企業の「うちなー健康経営宣言」を勧奨しています。

さらに、安全で健康に働くことのできる環境を害し、働く人の能力発揮の妨げになる職場におけるハラスメントは、あってはならないものです。令和8年10月1日にカスタマーハラスメント防止や求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のための雇用管理上の措置が事業主に対し、義務化されることから、今後、施行に向けた周知広報にも力を入れてまいります。

これからも私たち労働局は「沖縄」という地域に根差した地方労働行政機関として、県民の皆様からの期待に応えられるよう、各種取組を着実に実施していくとともに、沖縄県や各市町村、労使団体、その他の関係機関等と緊密に連携を図り、県民の皆様が豊かで安心して働くことができる労働環境の実現を目指して取り組んで参ります。

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和8年7月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
(令和8年6月1日時点の報告では、法定雇用率2.5%での不足有無などを確認します。)
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられました。（令和7年4月）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のようになりました。(これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL080401障01

Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）

▶「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）



▶障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種障害者雇用納付金関係助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）



Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1. 令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）は、令和8年6月以前については2.5%、令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3. 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①顧客等の言動であって、
 - ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
 - ③労働者の就業環境が害されるもの
- であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。
※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。



①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。

（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含みます。）

②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対応の内容（※）を、労働者に周知する
（※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要な カスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対応の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対応を行うことができる体制を整備する

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
 - ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
 - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、**SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるもの**も含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講



求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・ インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③**求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する**

※ 例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類の指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者等に周知する**
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

◎ 沖縄県商工労働部労働政策課委託業務 令和8年度 働く女性応援事業
女性が働き続けられる職場環境づくり支援プログラム

専門家派遣 参加企業募集中

参加
無料

県内実績

102 社

平成29年度～令和7年度

小売業・卸売業・建設業・飲食業
製造業・運送業・旅行業・金融業
情報通信業・サービス業・保育園
介護施設・不動産・ホテル
マスコミ・官公庁など

オーダメイド型支援

誰もが仕事と家庭を両立しながら安心して働き続けられる職場環境づくりを
主体的に取り組めるよう、支援員と専門家が丁寧にサポートします。



1つでも当てはまればぜひ、ご相談ください。

- ☑ 社員の意見を職場環境に活かしたい
- ☑ ハラスメントを防止して安心できる職場づくりを行いたい
- ☑ 管理職のマネジメント力を向上させたい
- ☑ 女性社員のキャリア形成を促進したい
- ☑ 社内のコミュニケーションを活性化したい

支援プログラム3つの特徴



診断ツールの活用

職場環境に関するオリジナルの
50問のアンケートを活用

社員の「本音」を可視化することで
管理職と従業員とのギャップや
課題を洗い出し、現状を正確に把握



支援員＆専門家による アドバイス・情報提供

支援員が伴走サポート
専門家派遣 (3回程度)

課題の洗い出し、社内の現状に合わせた
改善策の検討など取り組みを支援員と
丁寧に専門家がサポート



専門家による オーダメイド型セミナーの実施

管理職・女性社員・若手など対象者別
にオリジナルのセミナーを実施

ハラスメント防止、コミュニケーション
両立支援制度の周知・活用促進、
キャリア形成など、自社の課題に
合わせてテーマや内容を構築

沖縄県女性就業・労働相談センター

お申込みは裏面へ



女性が働き続けられる職場環境づくり支援プログラム専門家派遣

オーダーメイド型支援の流れ

支援プログラムの診断ツール(オリジナルの50問のアンケート)を活用し、社内の現状や課題を可視化、過去の取り組み事例も参考に専門家のアドバイスを受けながら自社の課題に沿った効果的な改善策を実施します。具体策として、管理職向け、女性社員、若手社員向けなどの対象者別に自社の課題に沿ったオーダーメイド型セミナーを実施することも可能です。

実践的な取り組みで職場環境の向上を推進し、誰もが安心して働き続けられる職場づくりを支援します。

STEP1

初期診断・訪問支援

職場環境や働き方に関する50問のアンケートに回答
社内の現状と課題を把握
Googleフォームで簡単回答！
レーダーチャートで結果を見える化！



STEP2

課題の明確化

診断結果から見た従業員と管理職のギャップを念頭に、具体的な改善策を検討
支援員・専門家もサポート
アクションプランを作成



STEP3

改善策の実施

改善策の具体的な計画
実践プログラムを作成
専門家派遣を実施

訪問支援
オーダーメイド型セミナーの実施

例：育児介護休業法セミナー
ハラスメント防止セミナー
コミュニケーションセミナー
管理職向けセミナー

STEP4

改善策の継続・更新

社内での取り組みを強化
取り組みの検証・継続
環境改善を推進

誰もが働き続けられる職場へ



参加企業の声



制度の周知をしているつもりが行き届いていないことが分かり
セミナーを行ったことで
利用促進につながりました。

社員の具体的な本音や考えを
把握することができ、
何からどこにアクションを
起こすべきかが整理できました。

自社だけでは取り組めない事も
たくさんあり、大変有意義な
ものとなりました。

勉強会等の開催を重ねていく
うちに少しずつですが全体的に
風通しの良い雰囲気になって
きたなと感じます。

アンケートで課題や改善すべき
点が見え、これからすべきこと
が明確になりました。

働き続けたいと思う社員の
お互いの働き方への理解や
キャリア形成を意識するマインド
形成につながりました。

参加申込書

下記ご記入の上、FAXまたはメールで お申込みください。(過去の実施企業や事例集はホームページでご覧頂けます)

企業 事業所名		業 種		従業員数		名
所在地	〒	連絡先				
		Mail				
担当者名		所 属		役 職		

沖縄県女性就業・労働相談センター

申込書
送付先 FAX

098-863-1787

TEL:098-863-1788

Mail:owlcc@rofuku-okinawa.jp



HPはコチラ

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区6F 月～金 9:00～17:00 (土日祝休み)

◎ 沖縄県商工労働部労働政策課 労働相談事業

男女問わず・秘密厳守

社会保険労務士が
男女問わず
労働問題にアドバイス

無料労働相談

パワハラ
セクハラ

賃金
未払い

休めない

突然の解雇



育休・介護休
について

働くうえでの **お悩み** ご相談ください!

社会保険労務士が、労働者本人、もしくは家族・同僚・知人等、雇用主からの相談に対し、双方の立場で解決に向けたアドバイスや情報提供を行います。
また、外国人労働者や支援者、使用者の方からの相談も受け付けております。
お気軽にお問い合わせください。(日本語のみ)

電話相談専用フリーダイヤル

☎ 0120-610-223

月～金 9:00～17:00(土日祝休)

対面相談のご予約

098-941-4750

月～金 9:00～17:00(土日祝休)

沖縄県女性就業・労働相談センター

〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1

カフーナ旭橋 A 街区 6F (グッジョブセンターおきなわ内)



WEB サイト



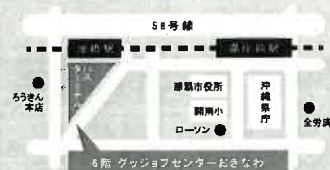
Instagram



facebook



Twitter



※駐車料金が有料になります。公共交通機関のご利用をおすすめします



令和8年度 多様な人材活躍促進モデル事業



01 シゴト体験企業説明会

「説明」だけでは伝わらない魅力を、実際の業務体験を通じて、貴社の強み・働く魅力を実感してもらえるチャンス！

業務棚卸・切り出し
スキル講座

02 社内の業務を整理し、一部を切り出して他の担当者にお任せ！
業務の効率化や専門性の向上、コスト削減が期待できます。



04 専門家派遣

人材採用コンサルタントや社会保険労務士、中小企業診断士などの専門家を企業の課題、取り組みに応じて派遣します。

支援内容すべて無料

支援ナビ

マッチング

多様な働き方

「ちよつとだけ雇う」が、会社を変える。

主な対象求人

短時間 短期間 在宅
兼業・副業 内職
障がい者雇用など



03 ゆんたく企業座談会

求職者に雑談を交えながら貴社の魅力や働き方を伝え交流することができます。

05 ホームページへの
無料求人掲載

06 プチワーク体験会

短時間のお仕事体験を通して、職場で実際に働く感覚を感じてもらいます。なお、体験中に発生する給与は貴社負担です。

ホームページ
はこちら

主催：沖縄県商工労働部 雇用政策課

委託事業者 株式会社琉球新報開発・株式会社うむさんラボ

お問合せ 多様な働き方事務局（株式会社琉球新報開発内）

住所：那覇市天久905琉球新報天久ビル3階

多様な働き方事務局

098-865-5270

（平日9:30～18:00）

◎ 沖縄県 | 女性の就職総合支援事業

3カ月以内に正社員を目指す 女性のための 就職サポートプログラム

参加費
無料研修生
募集

01

キャリアカウンセラーによる 転職サポート

アセスメントを通してあなたの強みを見つけ、自己理解を深めながら就職活動をサポートします。不安を感じた時もキャリアカウンセラーがしっかりサポート。就職決定後も安心して働き続けられるようフォロー研修をご用意しています。

02

E-ラーニングで 就職に必要な知識が身につく

Excel/WordなどのOAスキルをはじめ、生成AIの基礎操作やストレスマネジメントまで学べるE-ラーニングです。就職の関口を広げるために必要な知識を身につけ、正社員への就職成功に向けて準備を進めましょう！

03

参加費は無料 サポート体制も充実

プログラムは参加費無料。集合研修参加の際にはお子さんの一時預かりサポートをご用意していますので安心してご参加いただけます。さらに、希望者にはポケットWi-Fi付きのパソコンを無料で貸与し、学習環境もしっかりサポートします。

研修概要



1. E-ラーニング

13講座・約23時間のカリキュラムで、社会人として必要なスキルが学べます。全講座オンラインでの受講。希望者には簿記対策講座もご用意しています。

ITリテラシー	・情報セキュリティ ・個人情報保護 ・PC基礎	・DX概要 ・AI基礎 ・生成AI操作 (ChatGPT)
OAスキル	・Excel / Word / PowerPoint 一般	
ビジネススキル	・ビジネスコミュニケーション講座 ・ストレスマネジメント講座 ・メンタルタフネス講座	
キャリア支援	・業界研究・企業研究の方法	
ファイナンス	・簿記対策講座 ※希望者のみ	



2. 集合研修（研修・就職活動）

研修に参加することで、自分の強みを理解し、就職に必要なスキルと自信を身につけながら、具体的なキャリアプランを描くことができます。また、企業理解を深め、不安を解消しながら、就職後まで見据えた安定した働き方を実現する力が身につきます。

A 基本研修

自己理解を深めながら応募書類作成や面接対策などの実践力を身につけ、企業理解やストレス対処法、キャリアプランの設計まで行います。さらに就業後の不安解消やこれからやることを整理し、安心して働くための準備を整えます。

B 職場見学・バスツアー

企業を実際に訪問し、職場環境や仕事内容を見学します。そこで働く女性の話を直接聞くことで、仕事のイメージを具体化し自分に合った働き方を考えるきっかけを得られます。

C 合同企業説明会

求人を出している企業から直接話を聞くことができ、仕事内容や職場の雰囲気を具体的に理解できます。複数の企業を比較しながら、自分に合った働き方や応募先を考える機会になります。

募集概要



対象者

- 沖縄県在住の女性求職者
(研修開始時に、無職または非正規雇用の方)
- すべての研修日程に参加できる方
(日程は裏面「研修スケジュール」参照)
- 基本的なPC操作ができる方
- 研修開始日から3か月以内に正社員を目指す方

※募集人数に限りがあるため、選考面接を実施いたします。

※選考面接では、就職意欲や状況等を確認させていただきます。

※ひとり親求職者が優先されます。



研修期間・定員

研修期間は3か月間です(※研修3か月+就職約3か月後を目途にフォロー研修を実施。お申込みの際に参加希望の研修期間を選択してください)。

各期間の研修スケジュールは裏面の「研修スケジュール」をご参照ください(※全日程参加必須)。

1期：6/30(火)～11/26(木)

定員20名

2期：9/1(火)～2027年1/27(水)

定員20名

3期：10/30(金)～2027年3/12(金)

定員10名



募集期間・申込み

6月1日(月)～10月23日(金)

定員に達し次第締め切りますので、お早めにお申込みください。

お申込みについて

参加ご希望の方は、裏面の「お申込み」に記載のURLまたはQRコードより選考面接をご予約ください。

1期・2期・3期いずれかの参加になります。お申込みの際にご希望の期間を選択してください。

研修の流れ

1 選考面接予約

カジュアルな面接なので、まずはお気軽にお申込みください。下記「お申込み」に記載の予約フォームより選考面接をご予約ください。

2 オンライン選考面接（40分程度）

面接はオンラインで行い、現在のご状況やご希望の職種、PCスキル、就職意欲など、お聞かせいただきます。
※面接時は履歴書や職務経歴書は提出不要、ご本人確認ができる書類をご準備ください（運転免許証、健康保険証など）。
※ひとり親の方は児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費受給資格者証をご準備ください。

3 集合研修①：就職活動の基礎が学べるスタート研修

同じ志を持つ仲間と初対面。オリエンテーションや自分の強みを見つけたり、応募書類作成のコツ・面接マナーなどを学びます。当日は、履歴書・職務経歴書をご準備いただきます。

4 E-ラーニング受講

E-ラーニングで働く上での基本的な必要知識を先回りして身に付けましょう。集合研修の前に全受講完了しましょう！

5 集合研修②：就職に向けて準備を深める実践研修

E-ラーニングの内容を振り返りながら理解を深め、ストレスへの対処法を学びます。さらに企業研究を通して仕事への理解を深め、就職活動をより具体的に進める力を身に付けます。

6 集合研修③：これからのキャリアを描く研修

講師による講義を通じて、仕事に対する思い込みや固定観念に気づき、自身のキャリア形成の選択肢を広げます。
自分に合ったキャリアプランを具体的に考える力を身につけます。

7 職場見学バスツアー

様々な業界や職種の企業を見学し、活躍する女性の先輩社員の話を直接聞くことで、就職活動の視野を広げます。
仲間とともに、実際に働く人の考え方や価値観、社風に直接触れながら、自身の考えと照らし合わせて将来の働き方を深めていきます。

8 合同企業説明会

求人情報では得られない情報を得る機会です。
直接話を聞くことで、複数の企業を比較しながら理解を深め、「ここで働きたい」と思える企業を見つけたり、自身の方向性を定めるきっかけにつながります。

正社員就職

※求人企業の正社員雇用制度に基づき、将来的に正社員登用の可能性がある契約社員求人も含まれます。

9 集合研修④：就職後のフォロー研修

就業開始から約2カ月後に実施。働く中で感じた不安や課題をキャリアカウンセラーと共に整理/話し合う/確認/振り返ります。
これまでを振り返りながら経験を言語化し、今後の目標や行動を明確にします。不安や課題を自分で解決し、自立して働き続ける力を養います。

研修スケジュール

※1期・2期・3期それぞれの日程をご確認ください。全日程への参加が必須になります。

A 基本研修

開催場所 沖縄県男女共同参画センター
（予定）

	1期	2期	3期
第1回	6月30日（火） 10:00～17:00	9月1日（火） 10:00～17:00	10月30日（金） 10:00～17:00
第2回	7月31日（金） 10:00～17:00	9月30日（水） 10:00～17:00	11月27日（金） 10:00～17:00
第3回	8月12日（水） 13:00～17:00	10月15日（木） 13:00～17:00	12月15日（火） 13:00～17:00
第4回	11月26日（木） 13:00～17:00	1月27日（水） 13:00～17:00	3月12日（金） 13:00～17:00

B 職場見学バスツアー

開催場所 アデコ沖縄支社（予定）

	1期	2期	3期
第1回	9月18日（金） 出発10:00・解散16:30	11月18日（水） 出発10:00・解散16:30	12月18日（金） 出発10:00・解散16:30
第2回	10月22日（木） 出発10:00・解散16:30	—	1月14日（木） 出発10:00・解散16:30

※時間は目安です

C 合同企業説明会

開催場所 沖縄県産業支援センター（予定）

	1期	2期	3期
第1回	8月29日（土） 10:00～13:30	11月7日（土） 10:00～13:30	1月16日（土） 10:00～13:30

お申込み

選考面接（40分程度）では、現在の就職活動・就労のご状況やご希望の職種、PCスキル、就職意欲などをお聞かせいただき、選考させていただきます。
カジュアルな面接になりますので、ご興味のある方はぜひお気軽にお申込みください。

事前準備について

- ※ 選考面接時は履歴書や職務経歴書は不要です。
- ※ ご本人確認ができる書類をご準備ください（運転免許証、健康保険証など）。
- ※ ひとり親の方は児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費受給資格者証をご準備ください。
- ※ 面接はZoomで実施します。スマートフォンで面接される方は面接前日までにアプリのダウンロードをしてご準備ください。

選考面接予約フォーム

以下のURLまたは右のQRコードから
必要事項をご記入の上、選考面接をご予約ください。

 <https://shigoto-support.jp/appointment>

お問合せ先：沖縄県女性の就職総合支援事業事務局
アデコ株式会社 沖縄支社（浦添市伊祖4-1-11 バイブラインビル2F）
主催：沖縄県商工労働部雇用政策課

 050-3666-6088

 ADE.JP.okinawa@jp.adeco.com



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備				重点取組	

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、作業者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会
【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底

少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

(R8.2)

充実したコースで躯体工、仕上げ工、建設機械について学べる！

未経験者歓迎！

職業訓練生を大募集！

沖縄県

募集定員
10名

建設ものづくりコース(総合建設)in 沖縄



資格取得
無料!!

※交通費・食事は自己負担となります。
遠方で通学は難しいと判断した場合に限り宿泊施設を用意します。
※研修期間中の宿泊費は自己負担となります。

○訓練カレンダー

第2回 令和8年10月19日～12月10日

2026年10月							○→訓練日
日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	

2026年11/12月							○→訓練日
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	

訓練で学べること

足場を組む「高工」、鉄筋を組む「鉄筋工」、コンクリートを流し込むための枠を組む「型枠工」、これら3職種を基礎から学び、理解したうえで実践をしていきます。その他、左官講習を通して仕上げ工の施工技術が学べます。

▼コース概要

訓練期間 令和8年10月19日～12月10日

実施場所 (一社) 沖縄産業開発青年協会

〒905-1204 沖縄県国頭郡東村字平良380-1

募集定員 10名 通学・宿泊方式 37日間

●応募できる方／離職者、新卒者、未就職卒業生などの求職活動中の方

- ① 申込者が少数のコースにつきましては、中止又は、参加コースの調整をさせていただくことがありますので、ご了承ください。
- ② 作業着、ヘルメット、手袋、安全靴、工具などは原則貸与しますので、個人で用意する必要はありません。
- ③ 募集期間であっても、応募者が多数の場合は、募集を締切ることがあります。
- ④ 定員に空きがある場合は、申込み期間以降も随時受け付けることがありますのでお問合せください。

○取得できる資格と訓練カリキュラム 試験があります。

入校式	1日間
オリエンテーション	1日間
資格取得  車両系建設機械運転技能講習(整地・運搬・積込・掘削)	7日間
資格取得  車両系建設機械運転技能講習(解体)	1日間
資格取得  フォークリフト運転技能講習(1t以上)	6日間
資格取得 刈払機取扱作業安全衛生教育	1日間
資格取得 丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育	2日間
資格取得 足場の組立て等特別教育	1日間
ドローン体験講習	1日間
型枠・鉄筋講習	8日間
左官講習	4日間
足場講習	3日間
修了式	1日間

お問合せ先

一般財団法人 建設業振興基金 (一般社団法人 沖縄産業開発青年協会内)

〒905-1204 沖縄県国頭郡東村字平良380-1

TEL 0980-43-3311

受付時間/9:00～17:00
(土日祝日を除く)

厚生労働省 建設労働者育成支援事業 

安心して働きたい！

令和
8年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

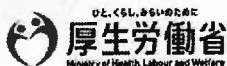
6.1月～7.10金

- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。
- 電子納付・口座振替による納付が便利です。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp>

オンラインにアッサリ乗り換えよう

労働保険は電子申請

無料で
初期設定を
お手伝い
します。

軽すぎて
飛んでっちゃうっすー！

イメージキャラクター：
ペパレス執事

GビズIDなら
電子証明書なしで
労働保険年度更新が
可能！

コラボキャラクター：
貝社員アサリ

いつでもどこでも手続可能！
カンタン・スピーディーに申請！
ムダな時間やコストも削減！

貝社員

© 2026 TOHO CINEMAS LTD./DLE

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

アドバイザーが無料で初期設定をお手伝いします。
令和8年度電子申請未利用事業場アドバイザー事業
詳細確認やお申し込みはホームページから！
<https://denshi-shinsei.jp/>

スマホ
からは
コチラ！



無料でアドバイザーが 初期設定をお手伝いします

費用

0円

時間

1時間程度

場所

日本全国
どこでもお先に
失礼します！

ご案内します！！

© 2026 TOHO CINEMAS LTD./DLE

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。



労働保険の電子申請に関する詳細は特設サイトへ

受託会社

株式会社パソナ

事務局お問い合わせ先

メール：denshi-shinsei@pasona.co.jp

電話：03-6261-2321

(キトリ)

労働保険電子申請アドバイザー申込書 (FAX用)

フリガナ		フリガナ	
事業場名		担当者名	
TEL		メールアドレス (担当者)	
労働者数			
フリガナ			
住所	〒 ー		

FAX でお申し込みの場合は、
上記内容をご記入の上、
右の FAX 番号まで送信ください。



FAX 03-6261-2322

事業主・労働保険事務組合の皆さまへ

労働保険料は「口座振替」が便利です

労働保険料や一般拠出金の納付には口座振替が利用できます
メリットも多数ありますので、ぜひ口座振替をご活用ください！



**2025（令和7）年度第1期分から、対象金融機関に
インターネット専業銀行として初めて、
「GMOあおぞらネット銀行」が加わります！**

口座振替による納付のメリット

- 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます
- 納付の忘れや遅れがなくなるため、延滞金を課される心配がありません
※口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます
- 手数料はかかりません
- 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます

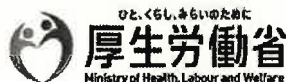
口座振替は通常の納期限よりもゆとりのある引き落とし

保険料を延納（分割納付）している場合、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日※	1月31日※
口座振替による 納付日 (引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日
申込締切日	2月25日	8月14日	10月11日

※ 労働保険事務組合は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

口座振替の手続きは裏面をご覧ください



申し込み手続きは以下の2STEP！かんたんです。

STEP 1：申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 下記厚生労働省ウェブサイトからダウンロード

労働保険料等の口座振替納付（厚生労働省ウェブサイト内）

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html

STEP 2：記入した用紙を金融機関の窓口へ提出

締め切り日に注意の上、申込用紙をご提出ください。

※一部の金融機関では口座振替のお取り扱いができません。

※インターネット専業銀行での口座振替をお申し込みの場合、申込み方法が通常と異なります。

詳細は厚生労働省ウェブサイト（上記）でご確認をお願いします。

各期の申込締切日・口座振替日

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期 または 第1期	申込 締切日 2月25日	→						口座振替 納付日 9月6日					
第2期						申込 締切日 8月14日		→		口座振替 納付日 11月14日			
第3期									申込 締切日 10月11日	→			口座振替 納付日 2月14日

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振り替えとなります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

引き落とし前後にはハガキでお知らせします

- 毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約2～3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点は、
最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

For foreign workers in Okinawa
Don't you have TROUBLE with your Job?



I didn't get the salary

I got fired suddenly...



I didn't get the overtime pay

I don't know the
working Conditions...



Okinawa Labour Bureau has established a "Consultation Line for Foreign Workers" to respond to questions from foreign workers in English.

This helpline will assist in explaining laws and regulations as well as making referrals to relevant authorities, etc. on issues related to working conditions.

Okinawa Labour Bureau, Labour Standards Department,
Inspection Division

Working day: Every Monday (Excluding Public holidays and New Year's holidays)

Working time: 09:30 ~ 12:00, 13:00 ~ 16:00

Phone Number: 098-868-1634

For foreign workers in Okinawa
Don't you have TROUBLE with your Job?

Introducing Counseling Line for Foreign Workers

The Japanese Ministry of Health, Labour and Welfare has established a “Consultation Line for Foreign Workers” to respond to questions from foreign workers in English, Chinese, and other 11 different languages.

This helpline will assist in explaining laws and regulations as well as making referrals to relevant agencies, etc. on issues related to working conditions.

Calls to “Consultation Line for Foreign Workers” will be charged at 8.5yen/180 seconds if calling by landline (tax included), 10 yen/20 seconds if calling by mobile phone (tax included).

Introducing Hotline to Advise on Working Conditions

The Labour Standards Advice Hotline is a commissioned service entrusted by the Ministry of Health, Labour and Welfare. The hotline offers free general advice on working conditions from anywhere in Japan during the hours when the Prefectural Labour Bureaus and Labour Standards Inspection Offices are closed or in weekends and holidays. Foreign language support is also available.



沖縄で働く外国人労働者のみなさま、職場でのこんなトラブルで困っていませんか？



給料がもらえない

突然解雇された



残業代が出ない

労働条件がわからない



沖縄労働局では、「外国人労働者向け相談ダイヤル（英語）」を開設しています。このダイヤルでは、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

沖縄労働局労働基準部監督課

開設曜日：毎週月曜日（祝日、年末年始を除く）

開設時間：9：30～12：00、13：00～16：00

電話番号：098-868-1634

沖縄で働く外国人労働者のみなさま、職場でのこんなトラブルで困っていませんか？

外国人労働者向け相談ダイヤルの御案内

厚生労働省では、「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、英語や中国語等、13言語について、外国人労働者の方からの相談に対応しています。

「外国人労働者向け相談ダイヤル」では、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

「外国人労働者向け相談ダイヤル」での相談は、固定電話からは180秒ごとに8.5円（税込）、携帯電話からは20秒ごとに10円（税込）の料金が発生します。

労働条件相談ほっとラインの御案内

「労働条件相談ほっとライン」は、厚生労働省が委託事業として実施している事業です。都道府県労働局及び労働基準監督署の閉庁後又は土日・祝日の相談に対応し、全国どこからでも、無料で労働条件等について、外国語で電話相談いただけます。



令和7年取扱事件の概況について

令和7年に沖縄県労働委員会に取り扱った事件の概況は、以下のとおりです。

1 不当労働行為救済申立て ※前年からの繰越2件

No	事件番号	申立事項	申立年月日 終結年月日	終結 区分	調査等の回数	審査期間 の日数
1	令和5年 (不) 第1号	①解雇撤回及びバックペイ等の支払い ②支配介入行為の禁止 ③文書交付及び掲示	R5.11.6 R7.1.17	和解	調査4回 和解協議1回	439日
2	令和6年 (不) 第1号	①組合脱退勧奨行為の禁止及び謝罪 ②組合員に対する誹謗中傷等の禁止及び謝罪、職務手当減額の撤回及び減額分の遡及払い ③団体交渉応諾 ④支配介入の禁止 ⑤不利益取扱いの禁止及び謝罪 ⑥文書掲示	R6.9.17 -	次年 繰越	調査5回	-

注)「審査期間の日数」は、申立日(当日含む。)から終結日までの所要日数

2 労働争議の調整

(1) 取扱件数

係属件数			終結状況					次年繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
0	7	7	2	2	0	0	4	3

(2) 調整事項別件数(新規申請分)

団交・協約関係 (組合・労働組合、労働組合、労働組合)	賃金等 (賃金増額、一時金等)	給与以外の労働条件	経営又は人事	その他
10	1	0	1	1

注) 申請は複数の調整事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

3 個別労働関係紛争のあっせん

※前年からの繰越3件、新規申請18件(全て労働者からの申請)

(1) 取扱件数

係属件数			終結状況					次年繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
3	18	21	1	16	1	0	18	3

(2) 紛争内容別件数(新規申請分)

経営又は人事	賃金等 (賃金増額、一時金等)	労働条件等	職場の人間関係	その他
6	2	0	8	15

注) 申請は複数のあっせん事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

事務局からひとこと

労働委員会は、労使関係の安定を図るために、中立・公正な立場で労働条件等に関する労使紛争の迅速かつ円満な解決を目指してお手伝いします。

あっせん等の制度の利用に関することは、お気軽にご相談ください。

お問合せ先 沖縄県労働委員会事務局(那覇市西3-11-1 三重城合同庁舎7階)

TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554

Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp



沖縄県労働委員会のHPはこちら▶▶
または「沖縄県労働委員会」で検索



傷病手当金と雇用保険は同時にもらえますか

● 相談内容 ●

入社して10カ月になります。

体調が思わしくなく、自律神経失調症で約3カ月間の療養が必要と診断を受けました。しばらく会社を休む予定ですが、傷病手当金の申請はできるのでしょうか。

また、退職した場合、雇用保険と併給できますか。

● 相談回答 ●

ポイント

傷病手当金は、社員が業務外の傷病（私傷病）で、仕事を休まざるを得なくなった時、生活保障として健康保険から支給されます。傷病手当金の条件は、次のとおりです

- ①業務外の病気やケガであること（私傷病）
- ②仕事に就くことができないこと（労務不能）
- ③連続する3日を含み4日以上仕事に就けないこと（待機期間3日間）
- ④休業期間に給与の支払いがないこと（給与があっても傷病手当金より少ない時は差額が支給）

2.原則入社後1カ月目からでも受給できます

3.傷病手当金と雇用保険は同時に受給できません

解説

傷病手当金は、病気休業中の健康保険の被保険者とその家族の生活保障を目的としています。平均の支給額は、おおよそ標準報酬月額額の2/3となっています

受給期間は、支給期間開始から通算1年6カ月です

また、退職後も受給を継続することができます。その要件は次の通りです

- ①退職日まで継続して1年以上の被保険者期間があること（任意被保険者期間は除きます）
- ②在職中に傷病手当金の受給資格を得ていること
- ③退職日に出勤していないこと

雇用保険は、失業中の生活を支えながら、再就職を支援することを目的としています。（就職できる能力と働く意思があることが条件です）

病気療養中の人が、就職活動はできませんので、傷病手当金と雇用保険を同時にもらうことはできません。

療養が必要な期間は、「受給期間延長」の申請手続きを行って、延長することができます。

療養が長期になる場合などは、傷病手当金を利用することがよいでしょう。

また、療養期間が短く、すぐに回復して求職活動ができるようでしたら、早めに再就職活動を始めるのもよいと考えます。健康状態で判断してください。

お問い合わせ先

沖縄県女性就業・労働相談センター

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223

9:00～17:00 月～金（土日祝休み）

対面相談のご予約

TEL 098-941-4750

9:00～17:00 月～金（土日祝休み）

沖縄県労働経済指標

年月	項目	常用労働者(規模5人以上)				失業者数 (沖縄県)	完 全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 R2=100	
		一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数		
		全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国
		千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
	21年	31,974	284,657	12,018	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	96.1	95.5
	22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	95.3	94.8
	23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	95.3	94.5
	24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	95.0	94.5
	25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	95.3	94.9
	26年	32,852	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	97.8	97.5
	27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	98.4	98.2
	28年	33,788	290,306	14,978	117,896	31	4.4	27,001	26,318	0.97	2,120	98.7	98.1
	29年	34,636	288,447	15,395	125,882	27	3.8	25,758	28,598	1.11	2,099	99.1	98.6
	30年	34,426	315,950	15,381	143,732	25	3.4	24,876	29,052	1.17	1,982	100.3	99.5
	令和元年	34,772	325,731	16,015	143,841	20	2.7	25,498	30,442	1.19	1,922	100.6	100.0
	2年	35,326	328,737	15,972	144,617	25	3.3	27,972	22,520	0.81	1,680	100.0	100.0
	3年	35,662	336,079	16,231	141,798	28	3.7	30,588	22,343	0.73	1,710	100.1	99.8
	4年	35,120	335,382	16,223	152,659	25	3.2	31,446	27,846	0.89	1,657	102.9	102.3
	5年	35,426	334,306	16,856	156,901	26	3.3	28,955	30,222	1.04	1,666	106.8	105.6
	6年	35,133	322,327	15,681	173,959	25	3.2	28,801	28,896	1.00	1,569	110.4	108.5
	令和7年4月	35,502	324,371	15,979	169,800	33	4.1	27,905	26,932	0.97	1,697	113.4	111.5
	5月	35,629	331,356	16,044	171,483	23	2.9	28,195	27,155	0.96	1,402	113.9	111.8
	6月	35,595	334,640	16,164	168,698	21	2.7	27,703	27,507	0.99	1,340	114.1	111.7
	7月	35,636	338,442	16,190	165,341	24	3.1	27,647	27,422	0.99	1,366	114.2	111.9
	8月	35,599	338,584	16,151	163,404	22	2.8	27,487	27,140	0.99	1,070	114.3	112.1
	9月	35,603	342,142	16,100	162,267	28	3.5	27,311	27,030	0.99	1,139	114.5	112.0
	10月	35,617	340,887	16,152	164,844	27	3.4	27,292	26,260	0.96	1,332	115.2	112.8
	11月	35,532	340,309	16,332	158,677	27	3.4	27,277	25,768	0.94	1,021	115.9	113.2
	12月	35,685	344,328	16,234	165,090	23	2.9	26,927	25,418	0.94	1,047	115.2	113.0
	令和8年1月	35,373	355,938	16,425	143,785	22	2.7	27,211	25,579	0.94	1,020	114.8	112.9
	2月	35,245	348,529	16,480	149,339	26	3.2	26,632	25,024	0.94	1,763	113.7	112.2
	3月	35,064	347,101	16,365	145,533	28	3.4	26,666	25,329	0.95	3,696	114.3	112.7
資料出所		県 統 計 課						沖 縄 労 働 局				県統計課	

年月	項目	労働時間の動き						賃金の動き					
		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
		全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20年		153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年		147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年		149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年		149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年		150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年		149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年		149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年		148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294
28年		148.6	149.9	135.9	140.0	12.7	9.9	361,593	280,554	289,899	238,662	71,694	41,892
29年		148.4	150.6	135.8	140.0	12.6	10.6	363,295	283,056	290,954	240,671	72,341	42,385
30年		147.4	146.2	134.9	138.0	12.5	8.2	372,164	272,026	295,945	233,588	76,219	38,438
令和元年		144.5	144.0	132.1	134.1	12.4	9.9	371,507	278,190	296,123	236,194	75,384	41,996
2年		140.4	139.6	129.6	130.1	10.8	9.5	365,100	283,770	293,056	240,683	72,044	43,087
3年		142.4	141.9	130.8	132.3	11.6	9.6	368,493	275,343	296,652	233,416	71,841	41,927
4年		143.2	142.4	131.0	132.2	12.2	10.2	379,732	269,165	303,496	231,297	76,236	37,868
5年		143.8	141.9	131.7	132.6	12.1	9.3	386,985	269,779	308,437	232,672	78,548	37,107
6年		142.8	142.8	131.1	133.0	11.7	9.8	397,789	274,456	315,351	235,625	82,438	38,831
令和7年4月		145.4	141.0	133.4	131.8	12.0	9.2	338,252	250,222	323,962	244,123	14,290	6,099
5月		140.5	139.1	129.2	130.2	11.3	8.9	337,884	252,455	321,399	249,697	16,485	2,758
6月		145.2	139.0	133.9	129.8	9.2	11.3	514,106	341,133	289,536	226,177	224,570	114,956
7月		148.8	144.2	137.2	135.2	11.6	9.0	476,302	301,303	324,962	251,107	151,340	50,196
8月		135.2	137.2	124.6	127.9	10.6	9.3	332,555	266,308	322,452	251,116	10,103	15,192
9月		139.9	138.7	128.5	128.6	11.4	10.1	335,091	260,909	323,860	252,236	11,231	8,673
10月		147.7	142.8	135.6	132.8	12.1	10.0	337,567	254,563	328,155	249,160	9,412	5,403
11月		134.8	131.2	124.8	123.3	10.0	7.9	351,701	263,552	326,666	247,389	25,035	16,163
12月		140.4	138.6	128.8	129.1	11.6	9.5	759,081	492,005	327,349	253,387	431,732	238,618
令和8年1月		135.3	136.4	124.2	126.5	11.1	9.9	338,915	269,492	324,259	264,831	14,656	4,661
2月		134.9	132.2	123.5	122.4	11.4	9.8	337,184	266,305	325,671	263,552	11,513	2,753
3月		140.1	142.1	128.1	131.9	12.0	10.2	359,724	273,018	329,333	263,621	30,391	9,397
資料出所		県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 消費者物価指数は「令和2年基準」へと変更に伴い、令和3年7月分以降の公表に合わせて改訂。

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

注) 一般職業紹介状況は受理地別



「労働おきなわ」170号 (琉球労働から通巻244号)

2026年7月10日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL(098)866-2366

FAX(098)866-2355

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/kencho/1000011/1017705/1017719.html>

印刷所／文字工房 ポスト

〒901-1111 南風原町字兼城631-1

TEL(098)889-6266

FAX(098)888-2297

●バックナンバーURL● <https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/koyorodo/1012030/1012032/1012036.html>

